

リンクハート株式会社 ゆい訪問看護ステーション

利用者（または家族）が利用しようと考えている訪問看護サービスについて、契約を締結する前に知っていただきたい内容を説明いたします。わからない事、わかりにくいことがあればご遠慮なくご質問ください。

1 訪問看護サービスを提供する事業者について

事業所名称	リンクハート株式会社
代表者氏名	森本 広子
本社所在地 及び連絡先	奈良県大和高田市土庫3丁目332-7 MKビル201号 (電話) 0745-52-2164 (FAX) 0745-52-2165

2 ご利用者へのサービス提供を担当する事業所について

(1) 事業所の所在地

事業所名称	リンクハート株式会社 ゆい訪問看護ステーション
介護保険指定事業者番号	奈良県指定 2960890263
サービスの種類	訪問看護 介護予防訪問看護
事業所所在地 及び連絡先	奈良県大和高田市土庫3丁目332-7 MKビル201号 (電話) 0745-52-2164 (FAX) 0745-52-2165
管理者氏名	森本 広子
事業実施地域	<ul style="list-style-type: none"> ・大和高田市・田原本町・広陵町・香芝市・橿原市全域 ・桜井市の一部区域（大西・豊田・箸中・馬場・三輪・新屋敷・大福・東新堂・上ノ庄・西ノ宮・戒重・吉備・川合・阿部） ・葛城市の一部区域（尺土・疋田・西室・東室・柿本・笛堂）

(2) 事業の目的及び運営方針

事業の目的	指定訪問看護の適正かつ円滑な運営管理を図るとともに、利用者の意志・人格を尊重し、居宅において、主治医が訪問看護の必要を認めた利用者に対して、適切な訪問看護を提供することを目的とする。
運営方針	<ul style="list-style-type: none"> ① ゆい訪問看護ステーション（以下、本事業所という）の看護師その他の従業者は、利用者の特性を踏まえて、可能な限りその居宅において、要介護状態の軽減もしくは、疾病の悪化防止に資するように、療養上の目標を設定して支援する。 ② 本事業所は、利用者の意志及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。 ③ 事業の実施にあたっては、居宅介護支援事業所、地域包括支援センター、関係区市町村・地域の保健・医療福祉機関との密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。 ④ 本事業所は、必要なときに必要な訪問看護の提供が行えるよう、事業実施体制の整備に努める。

(3) 事業所窓口の営業日及び営業時間

営業時間	8時45分から17時15分
営業日	月曜日から金曜日まで（状態に応じ土日祝日も営業）12月29日から1月3日までを除く。

(4) 事業所の職員体制

管理者 森本 広子 看護師（訪問看護認定看護師）・居宅介護支援専門員

職種	常勤	非常勤	計
管理者	1名	0名	1名
看護師	2名	3名	5名
看護助手	0名	0名	0名
事務員	1名	1名	2名

※認定看護師（緩和ケア1名 皮膚・排泄ケア1名）

<合計 8名>

(5) サービス内容

- ①病状・障害の観察 ②入浴介助・清拭・洗髪等による清潔の保持 ③食事及び排泄等日常生活の支援 ④褥創の予防・処置 ⑤リハビリテーション ⑥人生の最終段階におけるケア（緩和ケア）⑦認知症・精神科・小児・難病等の看護 ⑧療養生活や介護方法の指導 ⑨カテーテル等の管理 ⑩その他医師の指示による医療処置 ⑪社会資源の調整やアドバイス、相談の受け入れ ⑫24時間緊急時対応・訪問 ⑬他職種との情報共有・連携 ⑭訪問看護報告書、訪問看護計画書の作成 ⑮主治医、ケアマネジャー、関係機関の担当者への情報共有の為の書類作成 ⑯サービス担当者会議、退院調整会議、ケア会議等の会議への出席 等

(6) 看護職員の禁止行為

本事業所職員は、サービス提供にあたって、次の行為は行いません。

- ①利用者又は家族の金銭・通帳・証書などの預かり
- ②利用者又は家族からの金銭等の授受
- ③身体拘束、その他利用者の行動を著しく制限する行為（利用者又は第3者等の生命や身体を保護するため緊急、やむを得ない場合を除く）
- ④利用者又は家族等に行う、宗教活動、政治活動、営利活動、その他迷惑行為

3 提供するサービスの利用料について（利用料に関しては、別紙に詳細を記載）

- ・毎月10日以降に前月分を請求致します。現金または南都銀行からの口座振替のどちらかを選択できます。お支払いを確認しましたら、現金、口座振替共に領収書をお渡しいたします。必ず、保管されますようお願い致します。再発行は致しません。（医療費控除の還付請求に必要となる事があります。）
- ・介護保険での訪問看護は、交通費の負担はありません。
ただし、通常の事業の実施地域を越えて行う指定訪問看護等に要した交通費は、その実費を請求致します。
なお、自動車を使用した場合の交通費は1回330円（税込み）を徴収します。
- ・医療保険で訪問看護を提供した場合は、1回の訪問につき交通費330円（税込み）を請求致します。
- ・死後の処置料は、実費22,000円（税込み）・実費訪問は、1時間9,350円（税込み）を請求致します。
- ・保険外の訪問は当事業所の規定による料金を実費でいただきます。（1時間8,800円（税込み）、長時間の場合は要相談）

・キャンセル料について

事前に、電話等で連絡いただけた場合は、キャンセル料はいただきません。

訪問した際に不在、または、訪問予定時間の1時間以内に連絡がない場合は、キャンセル料1回5,500円（税込み）を請求致します。ただし、利用者の急変、入院等の場合は、キャンセル料は請求致しません。

4 サービス内容に関する苦情等相談窓口

ゆい訪問看護ステーション	窓口責任者：森本 広子 受付時間：月曜～金曜日 午前8:45～午後5:15 電話番号：0745—52—2164 FAX：0745—52—2164 E-mail： yui@link-heart.nara.jp
--------------	--

* 担当する看護職員の変更・訪問日時の変更等に関しては、利用者のご希望をできるだけ尊重し調整を行いますが、本事業所の人員体制などにより、ご希望に添えない場合がありますことを予めご了承ください。

5 関係機関の連絡先

奈良県国民健康保険団体連合会	受付時間 月～金曜日 午前9：00～午後5：00 電話番号：0120—21—6899
大和高田市役所 介護保険課	電話番号：0745—22—1101
大和高田市地域包括支援センター	電話番号：0745—53—0858
橿原市 長寿介護課	電話番号：0744—22—4001
橿原市地域包括支援センター	電話番号：0744—24—4301
田原本町役場 長寿介護課介護保険サービス係	電話番号：0744—34—2101
田原本町地域包括支援センター	電話番号：0744—34—2104
広陵町役場 福祉部福祉課	電話番号：0745—55—6771
広陵町地域包括支援センター	電話番号：0744—55—6771
香芝市役所 保健福祉部高齢福祉課	電話番号：0745—79—7521
香芝市地域包括線センター	電話番号：0745—79—0802
葛城市役所 長寿福祉課	電話番号：0745—69—3001
葛城市地域包括支援センター	電話番号：0745—48—2811
桜井市 高齢福祉課 介護保険係	電話番号：0744—42—9111
桜井市地域包括支援センター	電話番号：0744—46—1023

6 緊急時等における対応方法

サービス提供中に病状の急変などがあった場合は、速やかに利用者様の主治医、救急隊、緊急連絡先（利用者が指定する連絡先）、居宅サービス計画を作成した居宅介護支援事業所等への連絡をします。

主治医	医療機関名	
	主治医名	
	電話番号	

緊急連絡先 (家族等)	氏名(続柄)	
	住所	
	電話番号	自宅： 携帯電話：

7 事故発生時の対応

利用者に対する訪問看護の提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者のご家族、居宅支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

また、利用者に対する訪問看護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

*なお、本事業所は下記の損害賠償保険に加入しています。

保険名	公益財団法人 日本訪問看護財団 あんしん総合保険制度
保険会社	あいおいニッセイ同和損害保険株式会社
補償内容	業務施行中の対人事故、対物事故、管理財物に関する補償 等

8 秘密の保持と個人情報保護に関して

1、利用者及びその家族に関する 秘密の保持について	<p>① 本事業所は、利用者の個人情報について「個人情報保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護事業所におけるガイドライン」を遵守し、適切な取り扱いに努めるものとします。</p> <p>② 本事業者及び事業者の使用するもの（以下、「従業者」という。）は、サービス提供をする上での知り得た利用者及び家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。</p> <p>③ また、秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続します。</p> <p>④ 本事業所は、従業者に、業務上知り得た利用者及び家族の秘密を保持させるため、従業者である期間及び従業者でなくなった後においても、その秘密を保持すべき旨を、従業者との契約の内容とする。</p>
2、個人情報保護について	<p>① 本事業所は、利用者・家族から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者・家族の個人情報を用いません。</p> <p>② 本事業所は、利用者及びその家族に関する個人情報が含まれる記録物（紙によるものの他、電磁的記録を含む）については、管理者が管理し、また、処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。</p> <p>③ 本事業所が管理する情報については、利用者の求めに応じてその内容を開示することとし、開示の結果、情報の訂正・追加・修正を求められた場合は、調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正等を行うことも検討いたします。（開示に際して複写料などが必要な場合は、利用者負担となります。）</p>

*科学的介護情報システム（Long-term care Information system For Evidence ; LIFE）について

令和3年度介護報酬改定で、化学的効果が裏付けされた自立支援・重症化防止に資する質の高いサービス提供の推進を目的とし、LIFEを用いた厚生労働省へのデータ提出とフィードバックの活用による、PDCAサイクル・ケアの質の向上を図る取り組みを推進することとなりました。

訪問看護は、LIFEを用いた厚生労働省へのデータ提出は努力義務で、LIFEによるデータ提出が要件となる加算はありませんが、LIFEへのデータ提出を行い、質の向上に取り組むたいと考えています。

9 虐待防止について

本事業所は、利用者の人権の擁護・虐待の防止等の為に、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

① 虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者	管理者 森本 広子
-------------	-----------

② 成年後見人制度の利用を支援します。

③ 苦情解決体制を整備しています。

④ 従業員に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。

⑤ 調査等に協力が必要な場合は、調査員の受け入れ、調査に協力いたします。

⑥ 虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、主治医、ケアマネジャー、市町村等に通報いたします。

10 サービス提供に関して

① 本事業所職員は、常に身分証を携帯し、利用者または利用者家族から提示を求められた時は、いつでも身分証を提示します。

② 利用者と共に、サービス提供者の人権を守る観点から、暴言・暴力・ハラスメント等があった場合、主治医・関係機関に報告し話し合いの結果、サービス提供を中止する場合があります。

③ 看護師に対する贈り物や飲食等のおもてなしは、ご遠慮させていただきます。

④ 暴風雨、降雪、台風、地震等により注意報や警報、警戒宣言が発令された場合（その恐れがある場合も含む）、本事業所の判断でサービスを中止させていただくこともあります。その場合は、速やかにご連絡させていただきます。

⑤ 記録物や主治医・関係機関との情報共有の為に、写真や動画撮影等をさせていただく場合がございます。写真・動画等は、関係者で共有後は適正に管理し削除いたします。

⑥ 利用者・家族及び従業員のプライバシー及び個人情報保護の為、訪問中の写真・動画撮影・録音・SNS等への投稿等については、事前に本事業所にご相談ください。

⑦ 感染症対策

・本事業所の職員の健康状態について必要な管理を行います。

・利用者・ご家族に、発熱等の体調の変化がありましたら、速やかにご連絡ください。

・利用者・ご家族の方々も、マスク使用にご協力ください。

・感染対策が必要な場合は、標準予防策（スタンダードプリコーション）を実施させていただきます。

個人防衛具（エプロン、ガウン、マスク、ゴーグルまたはフェイスシールド、手袋等）を実施させていただくこともあることを予めご理解ください。

⑧ 初回訪問時に、駐車場の確認をいたします。駐車可能な場所をお知らせください。

1.1 その他

- 令和3年度介護報酬改定で、業務継続に向けた取り組みの強化が求められました。
厚生労働省の新型コロナウイルス感染症発生時業務継続ガイドライン、自然災害発生時の業務継続ガイドラインを参考に、業務継続計画（BCP）等の策定、研修、訓練の実施に取り組んでいます。
- 新型コロナウイルス感染症の発症、非常災害の発生において、利用者に対する訪問看護の提供を継続的に実施するために、非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画を策定しています。
- 本事業所は、カスタマーハラスメント防止のための責任者、担当者を選定し、方針の明確化、取り組みを実施しています。

ハラスメント防止に関する責任者	管理者 森本 広子
-----------------	-----------

- 当ステーションは、看護大学の看護学生・訪問看護師養成のための看護師の実習を受け入れています。実習生と同行訪問させていただく場合があります。
- 社会福祉法第38条で、「社会福祉事業の経営者は、自らその提供する福祉サービスの質の評価を行うことその他の措置を講ずる事により、常に福祉サービスを受ける者の立場に立って、良質かつ適切な福祉サービスを提供するように努めなければならない」と記載されています。福祉サービス第3者評価が、これを支援する仕組みとして位置づけられました。自己評価についての努力義務は規定されておりますが、第3者評価は法律上の義務はなく、当ステーションは実施しておりません。

当事業所は、サービス内容説明書及び重要事項説明書に基づいて、訪問看護・介護予防訪問看護のサービス内容及び重要事項を説明いたしました。（2021年4月から、メールや電子媒体での対応も可能となりました。）

年 月 日		
事業者	所在地	奈良県大和高田市土庫3丁目332-7 MKビル2階201号
	法人名	リンクハート株式会社
	代表者名	代表取締役 森本 広子 ㊟
	事業者名	ゆい訪問看護ステーション
	説明者	

私は、上記の内容を事業者から説明を受けました。

利用者	住所	
	氏名	㊟

代理人	住所	
	氏名	㊟